

城南衛生管理組合監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月24日

城南衛生管理組合

監査委員 内座 元巳

監査委員 鷹野 雅生

1 監査の結果を公表した日

令和8年1月30日（城南衛生管理組合監査委員公表第1号）

2 該当通知に係る事項

監査対象 総務部 広報協働課

監査実施日 令和7年12月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>令和7年度上半期広報協働課における財務に関する事務執行について</p> <p>①請求書の宛名が、他所属名で発行されている事例が見受けられた。書類の正確性の確保に努められたい。</p> <p>②完了報告書の記載が漏れている事例が見受けられた。適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>①事務統合前の所属名で登録された売掛カードを使用していたことが原因であったため、速やかに正しい所属名に変更しました。</p> <p>②記載漏れがあった請負業者に対し、完了報告書への記載徹底について周知を行いました。あわせて、財務帳票を決裁する際は、完了日等の記載内容を必ず確認することについて、課内で周知徹底を図りました。</p>
2	<p>備品管理状況</p> <p>広報協働課が事業をしているスペースで、総務課が管理する備品が見受けられた。効率的な管理に努められたい。</p>	<p>必要な備品について、速やかに移管手続を実施しました。</p>